



第4期文化経済部会（第5回）

文化経済部会での議論におけるとりまとめの方向性について（案）

令和7年1月23日
文化庁文化経済・国際課

【論点 1】文化芸術へ資金が流れる方法 ※論点 3「人材」に係る議論も含む

課題

- ①文化芸術団体が助成金依存から脱するために、団体が直面する資金面の課題について考察し、持続可能な支援方法を模索すること。
- ②文化的アクセラレーターの育成・設立
- ③社会的・芸術的インパクトの測定方法の開発

これまでの議論

- ・官民協力：官民協力体制で芸術文化団体を支援する重要性のご指摘。
- ・資金調達手法：ブレンデッド・ファイナンスやインパクト投資の導入が議論され、補助金依存を防ぐための民間の創意工夫の必要性のご指摘。
- ・芸術文化振興基金：国と民間からの拠出で1990年に始まっていた既存の芸術文化振興基金制度の評価と、次のステップへの検討のご指摘。
- ・リスク管理：リスク低減や担保・返済期限の柔軟性に係るご指摘。組織経営のアドバイスとサポートの必要性も議論。
- ・持続可能性：持続可能な収益モデルの必要性及び投融資の簡潔な仕組みの検討に係るご指摘。
- ・人材確保：専門人材（文化芸術とファイナンスの両方に理解がある人材）を確保する重要性のご指摘。
- ・税制優遇：税制優遇に係る制度の周知のためにハンドブック作成が必要である旨のご提案。
- ・寄附の多様性：寄附に株式運用の多様性を導入する可能性の課題提起。
- ・顕彰システム：寄附をした企業や個人の顕彰システムの考慮及び企業メセナ協議会やアーツカウンシルによる支援の活用のご指摘。

方向性が概ねまとまっているもの

- ・寄附の説得力：企業からの寄附を得るためには、株主も想定した説得力のある説明が必要。
- ・企業版ふるさと納税：企業版ふるさと納税の積極的活用（人材派遣型の活用可能性の示唆）。

今後も検討すべき議論

- 1.文化と観光の融合：文化と観光の資金還流の仕組み構築について。（第2回で文化庁の文化観光施策のご紹介は済。）
- 2.持続可能な資金モデル：ブレンデッド・ファイナンスやインパクト投資の具体的な導入方法の検討。
- 3.税制優遇の具体策：税制優遇の具体的な施策として、損金算入額の引き上げや株式運用の多様性導入等を引き続き検討。
- 4.人材育成：文化芸術団体に必要な専門人材の育成と確保を進めるための具体的な取り組みについて。

【論点2】場の活性化 ※論点3「人材」に係る議論も含む

課題

- ・地域経済、行政、開発等における文化芸術の主流化（文化芸術の裾野拡大）。

これまでの議論

- ・規制緩和：規制緩和及び既存制度の弾力的運用の重要性。
- ・補助金：補助金と税制を含めた場づくりの活性化。
- ・収益事業に係る障壁：古民家や近代建築の収益事業における構造的課題。
- ・活用手本：文化財の活用に係る参考事例の広報展開。
- ・観光対応：オーバーツーリズムを考慮した議論の必要性。
- ・価値のバランス：Outer valueとInner valueのバランスの重要性。
- ・地方自治体：地方自治体との協働の必要性。
- ・住民との話し合い：文化財活用と地域住民との話し合いの必要性。

方向性が概ねまとまっているもの

- ・制度の柔軟性：規制緩和と制度の弾力的運用の必要性。
- ・収益事業に対する考え方の整理：古民家や近代建築の収益事業における構造的課題解消に向け、活用参考事例の広報等によるマインドセットの仕掛け。
- ・観光の専門家派遣制度：観光の専門家派遣制度の重要性。

今後も検討すべき議論

1. **税制**：固定資産税等の税制に係る事項。
2. **住民との話し合い**：文化財活用における地域住民との関係性。
3. **所有者問題**：都会と地方の差も考慮した所有者問題について。
4. **制度の簡素化**：活用制度の簡素化と利用しやすさの向上を目指した具体策。

本⽇ご議論いただきたい内容

基本課題：①助成金依存から脱するためのマインドセット転換

②文化的アクセラレーターの育成・設立

③社会的・芸術的インパクトの測定方法の開発

【１】公的仕組みによる資金調達（助成金以外）：寄附、税制優遇、信託、官民連携

（１）広く知られているもの

- ・指定寄付金制度（所得控除、損金算入） →課題：どのようにして指定枠を広げるか
- ・クラウド・ファンディング（所得控除）
- ・ふるさと納税（所得控除） →課題：どのように文化芸術活動を連結するか

（２）よりいっそう参入者を拡大する施策が必要なもの →課題の抽出と解決策の提案

- ・企業版ふるさと納税（損金算入＋税額控除＝９割までの法人関係税が軽減）：
 - 自治体、国、企業の連携システムの構築
 - ①自治体の文化芸術支援に対する強い意志
 - ②内閣府（国）によるプロジェクトとしての承認
 - ③寄附をしてくれる法人とのマッチング → [京都市の報告（12月20日部会）](#)
- ・不動産・文化財の信託 →どこに壁があるのか？
- ・地域活性化ファンド等からの投資 →現状の全体把握
- ・PFI・コンセッション（官民連携事業） →現状の全体把握

【２】民間投資による資金調達の仕組み

- ・インパクト投資：ソフト・ローン（無担保）
 - ：プライベート・デット（ファンド等の銀行以外の主体による貸付債権）
 - ←信用補完：民間投資家による社会目的取引の拡大（公的機関によるローンの債務保証）
- ・ファンドから文化芸術セクターへのローン提供：組織の持続可能性とスケールアップ
- ・ブレンデッド・ファイナンス

課題：ポジティブで測定可能な社会環境的インパクト（社会的、芸術的、経済的インパクト）

→評価次元を細かくすることはネガティブな対応で、より実効的な測定方法を開発すべき

- ・「継続的に事業収入・利益を出し続ける事業やプロジェクトを選別する『目利き』としての役割と、事業の持続をサポートするコーチ／メンターとしての機能」（第２回ヒアリング者：竹下智氏）
- ・「事業収益だけでなく社会的および芸術的なインパクトを計測する評価体系や、信用補完によって投資家のリスクを調整する仕組み」（同上）

（例）地域社会に与えるインパクト：場の創造（クリエイティブ・プレイス）

雇用の創造（クリエイティブ・ビジネス）

(1) 情報：文化芸術団体情報の集約化・可視化：

- ・補助金申請時での情報システムへの登録の要件化→補助金手続きの情報システム管理
- ・補助金申請時における財務諸表と労務状況の提出の要件化

(2) 評価：評価に関する情報の蓄積、文化芸術団体が活用できる標準フォーマットの構築

(3) 支援：伴走型支援

- ・文化芸術団体の組織・事業運営に関する専門家等による伴走型支援の体制整備
- ・専門人材育成や文化芸術団体と企業等とのマッチング支援体制の整備

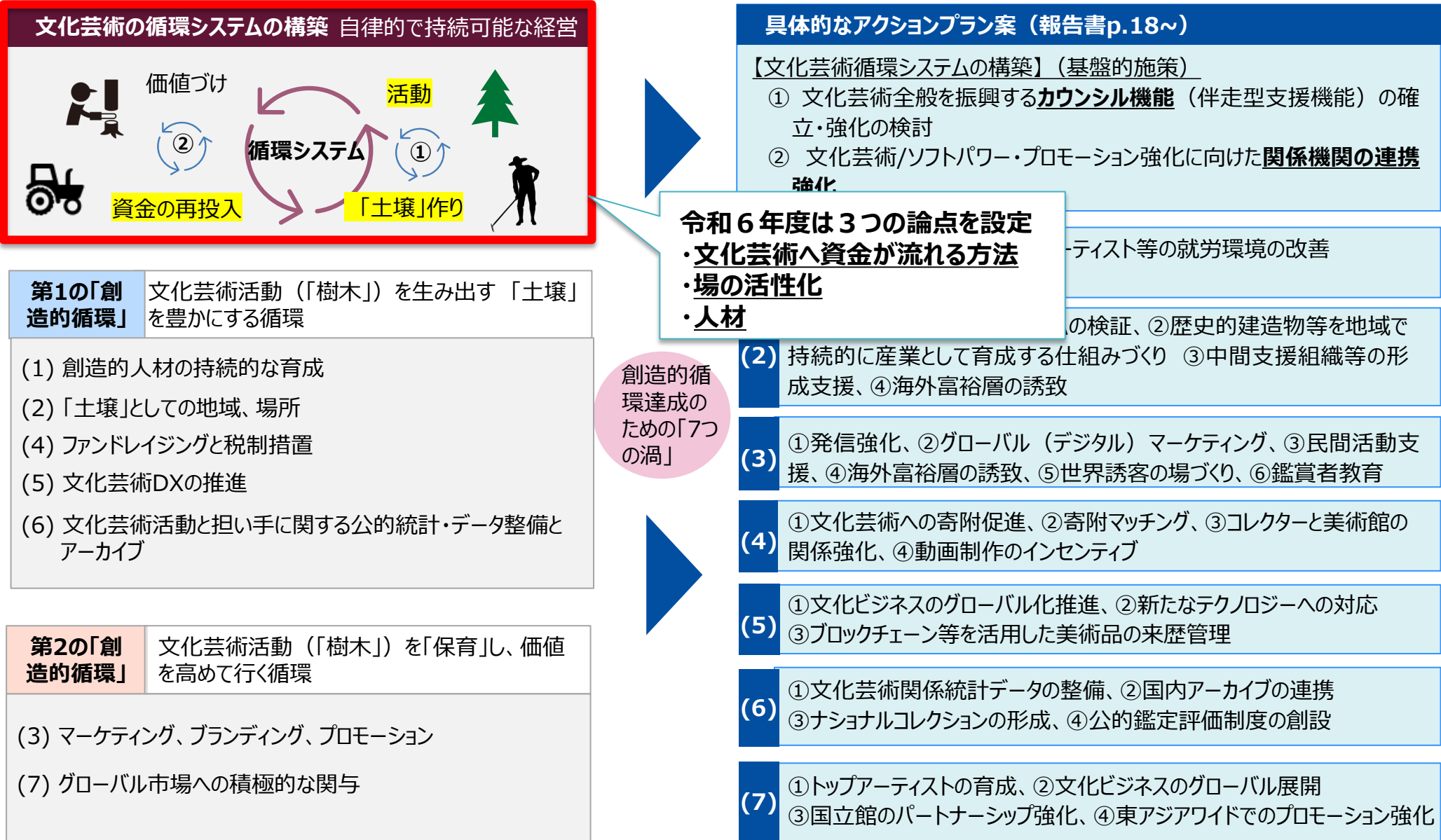
(4) 補助金：文化庁と芸文振の間の役割分担と情報システムの共有化

- ・戦略的補助金配分と重点分野の設定
- ・芸文振基金部の機能強化と文化庁と芸文振の間のより明確な役割分担

参考資料 ※第1回会議資料再掲（一部更新有）

文化と経済の好循環を実現する文化芸術の「創造的循環」概要（第1期文化経済部会報告書、令和4年3月）

文化と経済の好循環 二つの「創造的循環」によって、資金が確保されるとともに文化芸術活動を促進し、さらに再投入の資金を生み出す「文化と経済の好循環」を実現する。



令和6年度の検討の方向性

①文化芸術へ資金が流れる方法

- ・民間等からの金銭的支援へのインセンティブ設計
- ・文化芸術団体が民間等からの支援を受けやすくするための規制緩和／制度設計

②場の活性化

- ・地域経済、行政、開発等における文化芸術の主流化

③人材

- ・文化芸術活動が活性化するための活動基盤
- ・マネジメント等の専門人材が文化芸術領域に参入する仕組み

①文化芸術へ資金が流れる方法

文化芸術領域の資金・支援例

1. 国や地方自治体からの運営費等

例：運営費交付金

2. 補助金

例：文化芸術振興費補助金

3. 基金

例：芸術文化振興基金

4. 寄附金（個人、企業、財団、遺贈等）

例：ふるさと納税、寄付金控除、クラウドファンディング

5. 税控除

例：固定資産税、相続税、寄附金の税控除

6. 自己収入

例：チケット売上、会員収入、物販、場所貸し、賃料、サービス提供

7. 投融資

例：インパクトファンド、アート投資

8. 物的・人的支援

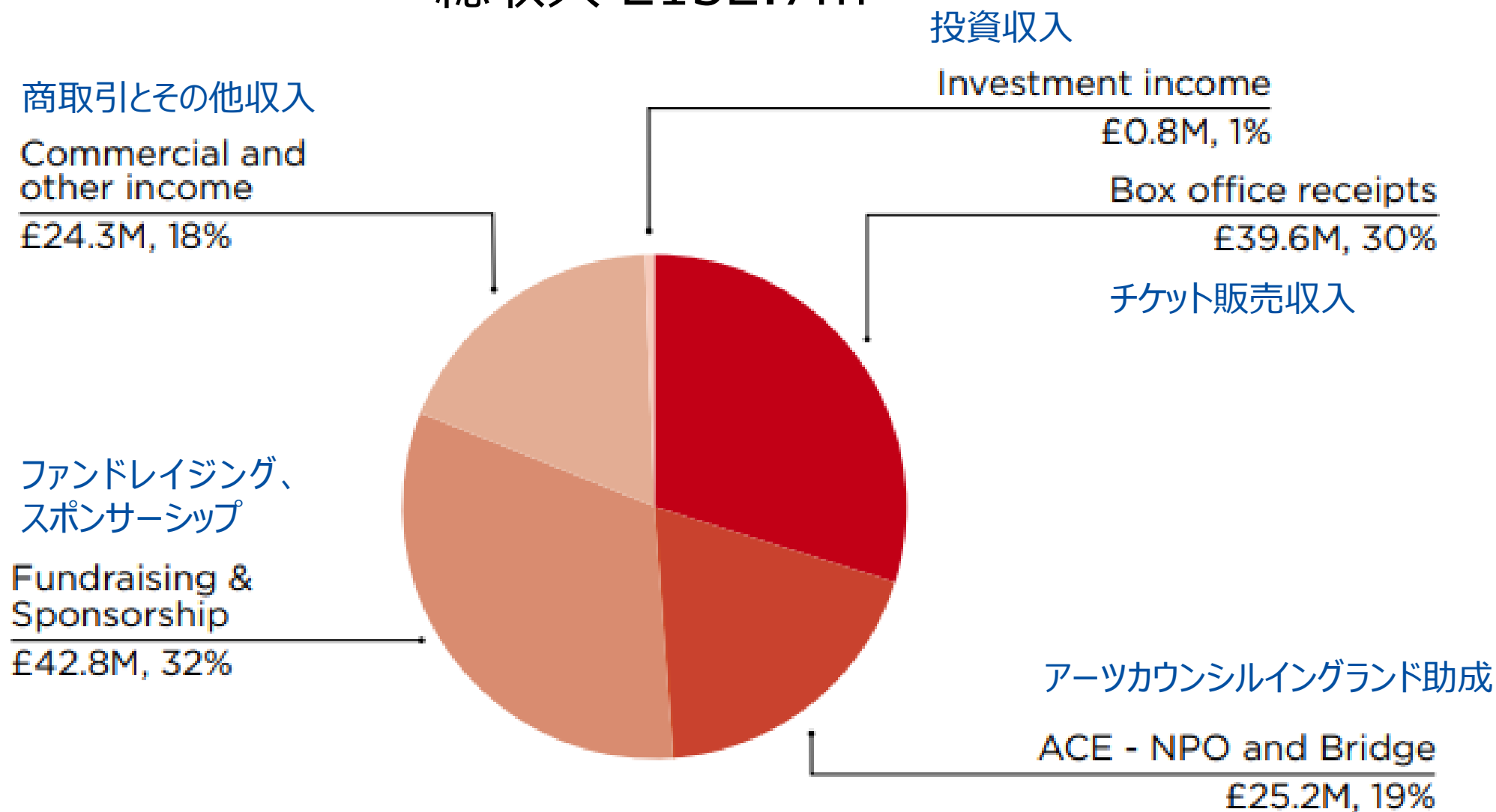
例：ボランティア、商品貸与／提供

9. その他

例：共同制作等

(参考) 英国ロイヤル・オペラハウス収入 (2021/22)

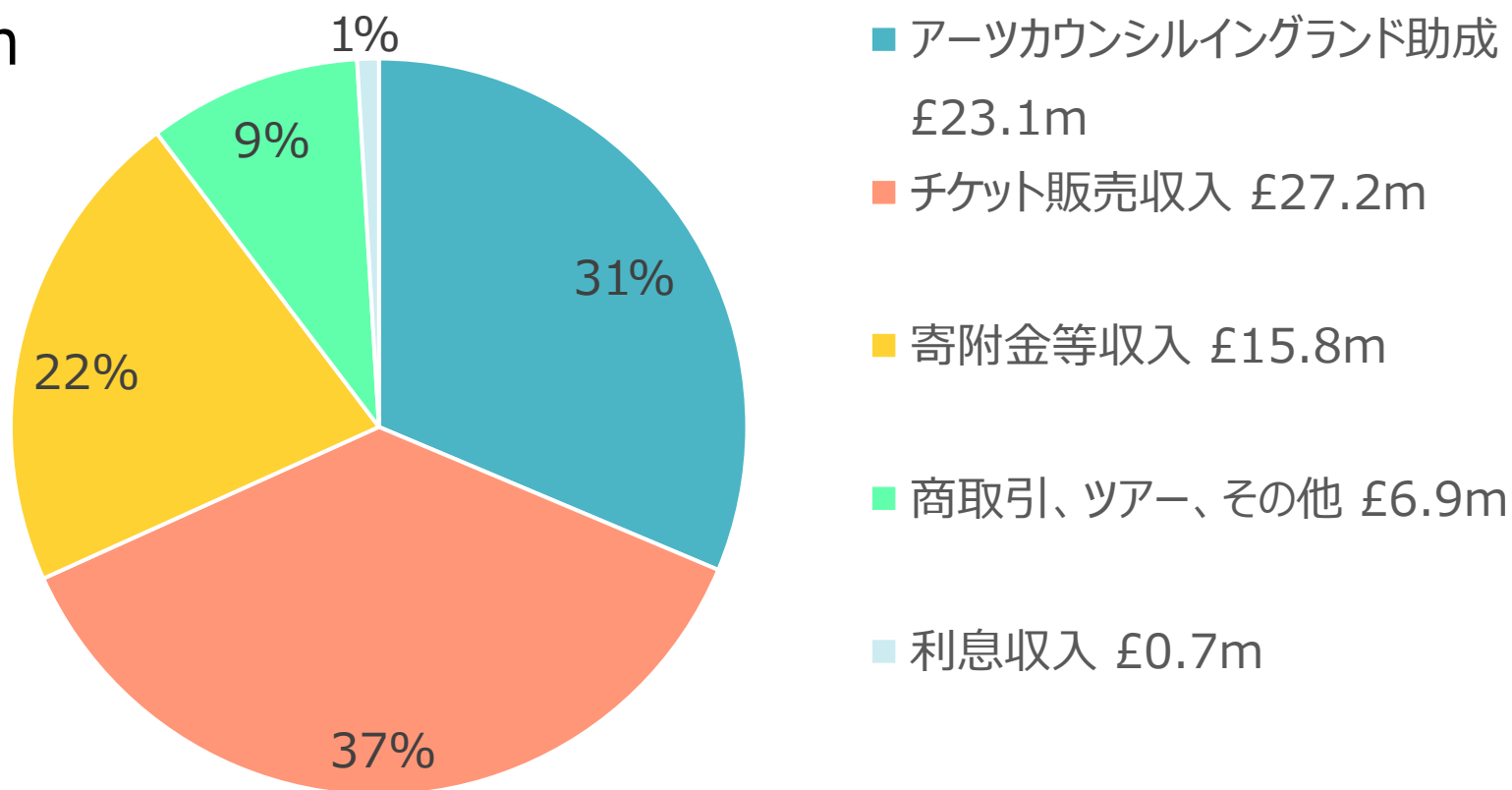
総収入 £132.7m



(参考) 英国ロイヤル・オペラハウス収入 (2005/06)

補助金はほぼ同額だが、寄附金等、取引等収入が大幅に増加
総収入は74.5百万ポンド (2005/06) →132.7百万ポンド (2021/22) に (170%増)

総収入 £74.5m



ロイヤル・オペラハウス年次報告書 (2005/06)

<http://static.roh.org.uk/about/annual-review/pdfs/annualreview0506.pdf>

参照：石田麻子 (2021) 『芸術文化助成の考え方：アーツカウンシルの戦略的投資』美学出版

(参考) アーツカウンシルイングランドの補助金の枠組み

アーツカウンシルイングランドでは、事業助成に加えて、運営助成「ナショナル・ポートフォリオ・インベストメント・プログラム」が補助金全体の60%程度を占める。

	運営助成	事業助成	戦略的事業助成	
助成事業名	ナショナル・ポートフォリオ・インベストメント・プログラム2018 - 2021年度 The National Portfolio Investment Programme 2018 - 2022	グラント・フォー・ジ・アーツ Grants for the Arts	ストラテジック・ファンド Strategic Funds	アーツカウンシル・国営宝くじ基金・ディベロップメント・ファンド Arts Council National Lottery Development Funds
趣旨・目的	ACEが芸術団体（劇場などを含む）や博物館・美術館、図書館、およびそれらの統括団体・ネットワークなどを助成することにより、10年戦略で設定した5つの戦略目標を達成すること	イングランドにおいて芸術活動を行う個人と芸術団体に対する開かれた助成を行う	ほかの助成事業ではカバーできない様々な課題に対応するため、個別に企画された事業助成プログラム群の総称	
支援する部門	音楽、演劇、ダンス、ビジュアルアート、文学、複合芸術、博物館・美術館、図書館	音楽、演劇、ダンス、ビジュアルアート、文学、複合芸術、博物館・美術館、図書館	助成プログラムによって異なる	
支援する対象	団体（芸術団体、博物館・美術館、統括団体・ネットワークなど）	期間限定のプロジェクトを実施する個人・団体	助成プログラムによって異なる	
年間事業予算	4億853万8,000ポンド（2018年度）	7,000万ポンド（2017年度）	1億2,500万ポンド（2017年度）	7,220万ポンド（2018年度）
年間事業予算（日本円換算）	約612億8,070万円	約105億円	約187億5,000万円	約108億3,000万円
年間助成件数	843件（2018 - 2021年度時）	3,519件（2017年度）	助成プログラムによって異なる	

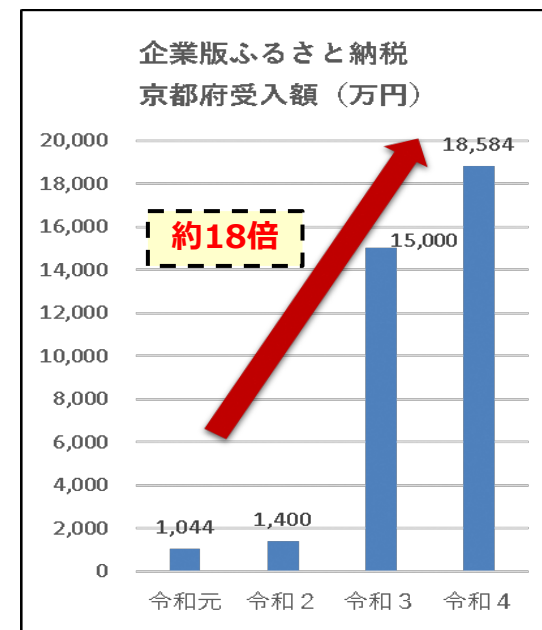
(参考) 寄附金等 京都府の文化事業に係る企業版ふるさと納税の活用について

京都府の企業版ふるさと納税の実績（令和4年度）

【全国順位 5位】（都道府県のみ）

【京都府の分野別順位】

- 1 文化芸術 ①文化財の保護・修復
 ②ARTIST'FAIR KYOTO (AFK)
 ③Art Collaboration Kyoto (ACK)
- 2 eスポーツ サンガスタジアムを活用したゲーム大会 等
- 3 子育て 子育てにやさしいまちづくり事業 等



Art Collaboration Kyoto (ACK) とは

- ・現代アートをテーマにした国際アートフェア（2021年度から実施）
- ・**企業版ふるさと納税**を中心に寄附を募る

◆設置目的

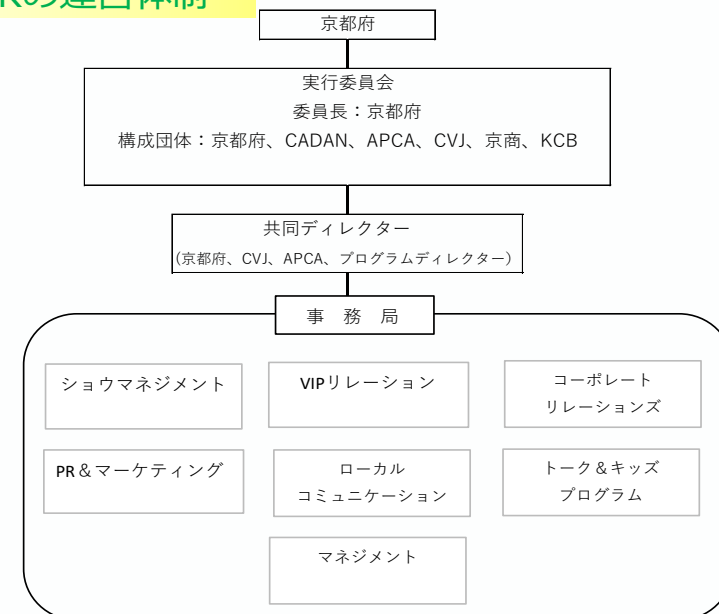
京都において、国内外の最先端の現代美術をテーマに、**民間と行政の協働により**、国内のアート市場の活性化と国際市場における評価の向上を目指す

◆主催者：ACK実行委員会 ※民間と行政の協働による運営体制

◆構成団体

京都府、（一社）日本現代美術商協会（CADAN）
（一社）日本現代美術振興協会（APCA）
（一財）カルチャー・ヴィジョン・ジャパン（CVJ）
京都商工会議所（京商）、
（公財）京都文化交流コンベンションビューロー（KCB）

ACKの運営体制



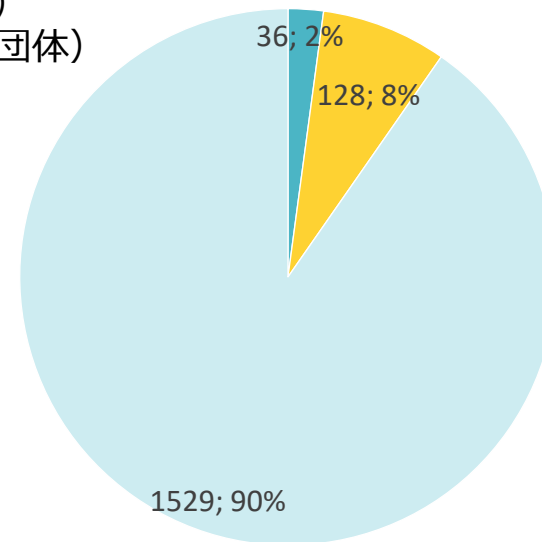
(参考) 寄附金等 文化芸術に関する多様な資金の活用状況に関する調査結果



⑦文化芸術(文化財の保存活用を含む)に関する取組実施率 (有効回答数1,693)

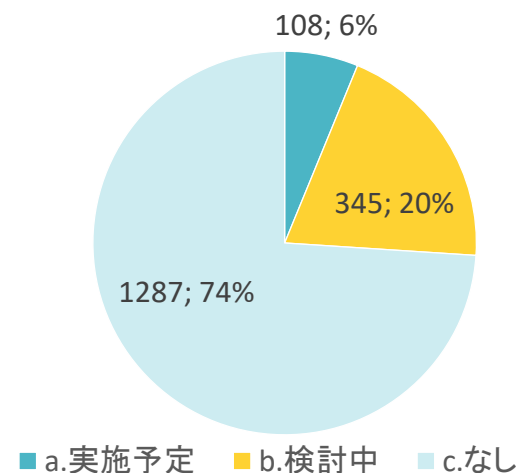
- 企業版ふるさと納税を実施した実績がある団体は全体の約 1 割 (164団体)
- 令和 2 年度の制度改革を経て実施した団体 (128団体) は制度前 (36団体) のおよそ3.6倍

- a.実績がある(令和元年度以前)
- b.実績がある(令和2年度の制度改革を受けて、令和2年度以降に実施)
- c.実施していない



⑩令和 5 年度以降の意向・予定 (有効回答数1,740)

- 令和 5 年度以降、取組を実施予定または検討中と回答した団体は約26% (453団体)

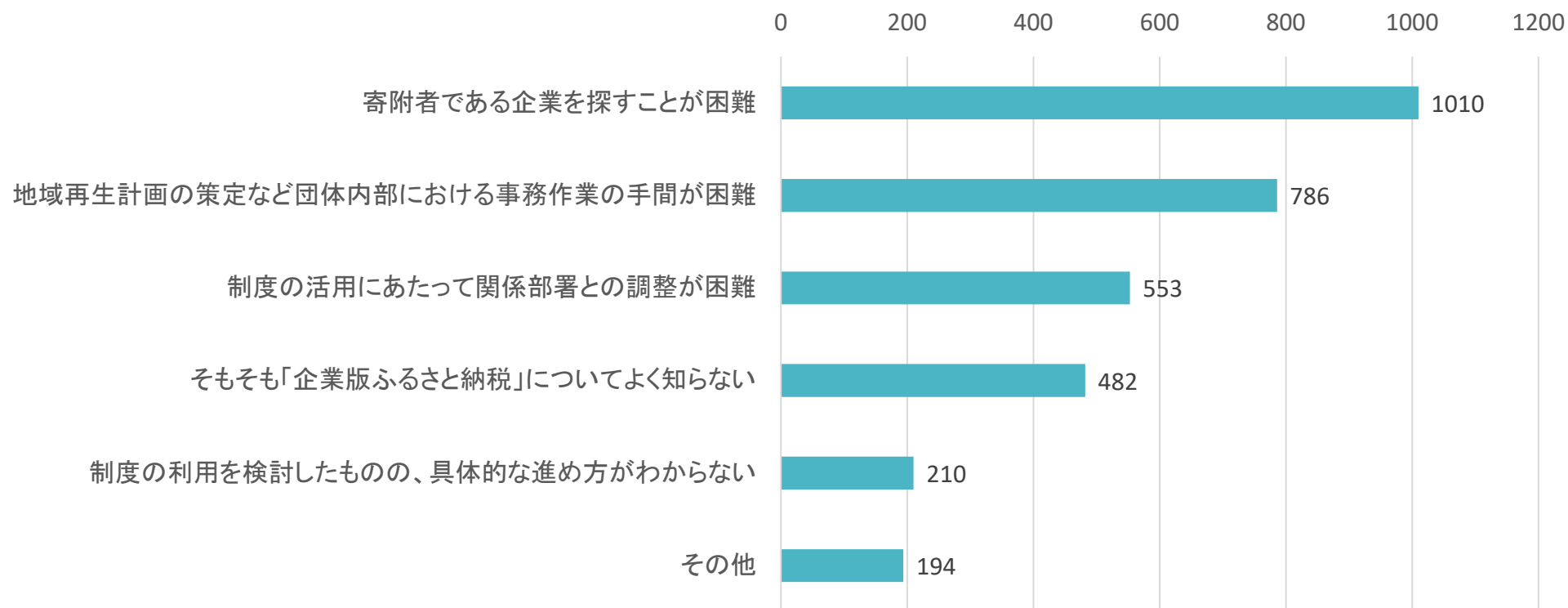


(参考) 寄附金等 文化芸術に関する多様な資金の活用状況に関する調査結果



⑨プロジェクトを実施する上での課題（有効回答数1,693、複数選択可能）

- プロジェクトを実施する上での課題としては、「寄附者である企業を探すことが困難」を選択した団体が最も多く、回答した団体のうち約60%（1,010団体）が選択
- 「その他」の回答としては、「実施する必要がある」、「対応する職員の人員不足」、「制度の対象外」があった



(参考) 企業による支援手法の多様化

2022年3月にOECDが発表したレポート（The Culture Fix Creative People, Places and Industries）では、“CCS（文化・創造産業/Cultural and creative sectors）への資金提供はコストではなくむしろ投資であり、公的・民間・慈善資金の役割が進化し続けている”としている。

この流れに協調するように、我が国でも企業によるアート支援の方法として、寄付や協賛等既存の手法に捉われない新たな形式が登場、多様化が進んでいる。

◆事例 1

札幌国際芸術祭におけるイニシアティブ・パートナーの例

札幌国際芸術祭（SIAF2024）では、2024年から初めて“イニシアティブ・パートナー”を導入。2024年は8社が参画して、自社の技術等を提供し、新たなコンテンツや実験的な展示を行った。

SIAF2024のテーマ「LAST SNOW」に共鳴いただいた上で、自社の技術やノウハウを活用し、未来のテクノロジーや環境問題などを体験・想起できるアート作品やプロジェクトなどをともに作り上げていく企業のことを、イニシアティブパートナーと呼びます。

※公式HP（<https://2024.siaf.jp/partner/index.html>）より抜粋

企業のアート支援多様化 スポンサーからパートナーへ

2024/4/22 2:00 | 日本経済新聞 電子版



ペンタプレット大手のワコムが札幌国際芸術祭で開いたイベント（2月、札幌市）

◀イニシアティブ・パートナー8社のうち一社であるペンタプレット大手のワコム社が提供した、アーティストのパフォーマンスとタブレットに描かれた絵が共演するイベントの様

（日本経済新聞「企業のアート支援多様化 スポンサーからパートナーへ」2024年4月22日）

◆事例 2

美術館等における招待枠・プログラムの提供例

- ニューヨーク近代美術館（MoMA）では、2004年から企業がスポンサーとなり“Free Friday nights”を実施。毎月第一金曜日は通常より遅くまで営業し、ニューヨーク市の居住者を対象に夕方以降の入場料を無料にしている。2013年からはUNIQLOがスポンサーとなって“UNIQLO NYC Nights”として実施。

MoMA ▶
‘UNIQLO NYC Nights’
のチケット



- 国内でも、森美術館の『ワールド・クラスルーム』展の関連プログラム“おやこでアート ファミリーアワー”（一般財団法人カルチャー・ヴィジョン・ジャパン協賛）等に見られるように招待枠や招待プログラムの提供例が増えており、単に寄付をするだけでなくプログラム企画等に主体的に関わる例も見られる。
- また、京都市京セラ美術館『村上隆 もののけ 京都』展では京都市内に在住もしくは通学するすべての高校生・大学生の入場料を無料にする取組が企業版ふるさと納税を活用して実施された。

(参考) 税控除 (参考) 寄附金に係る税制優遇の概要

国・地方公共団体への寄附		特定公益増進法人※への寄附 ※独立行政法人、地方独立行政法人、公益財団・社団法人、認定NPO法人等	指定寄付金 ※重文の修理など個別に財務大臣の指定を受けたもの
所得税	【所得控除】 寄附金額※－2千円 ※総所得金額の40%を限度 ※現物寄附の場合は取得価額	【所得控除】＜原則＞ 寄附金額※－2千円 ※総所得金額の40%を限度 ※現物寄附の場合は取得価額 【税額控除】 公益財団・社団のうち一定要件（PST）要件を満たす法人、認定NPO法人への寄附は 税額控除を選択可 〔寄附金額※1－2千円〕×40%※2 ※1 総所得金額の40%を限度 ※2 所得税額の25%を限度	【所得控除】 寄附金額※－2千円 ※総所得金額の40%を限度
法人税	寄附金の 全額 を損金算入可 ※現物寄附の場合は時価相当額	以下の いずれか少ない金額 を損金算入可 ①寄附金の合計額 ②〔所得金額×6.25%＋資本等の金額×0.375%〕×1/2 ※一般の寄附金の損金算入限度額と別枠で損金算入可	寄附金の 全額 を損金算入可
みなし譲渡所得課税 (所得税)	非課税	一定の要件※を満たすものとして、国税庁長官の承認を受けたものについては、非課税。 ※①寄附が公益の増進に著しく寄与すること、②寄附財産が、寄附日から <u>2年を経過する日までの期間内に寄附を受けた公益法人等の公益目的事業の用に直接供され、又は供される見込みであること</u> 、③寄附により、寄附をした人の所得税又は寄附をした人の親族等の相続税や贈与税の負担を不当に減少させる結果とならないと認められること	
相続税（相続財産の寄附）	非課税	非課税	

ふるさと納税制度

個人版 (住民税)	寄附金額の一定額を税額控除（所得控除と合わせて、 <u>寄附金額－2千円に相当する金額を控除。</u> ） ※個人住民税所得割額の2割を限度
企業版 (法人関係税)	地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の取組への寄附について法人関係税を税額控除。（寄附金額の <u>最大約9割</u> を控除）。

（参考）税控除（参考）相続に係る税制優遇の概要

	対象	効果
相続財産の寄附（相続税）	国・地方公共団体、独立行政法人、公益社団・財団法人等への寄附	非課税
重要文化財等の相続・贈与	・重要文化財である家屋・敷地	財産評価額の 70/100 を控除
	・登録有形文化財、伝統的建造物（大臣告示）である家屋・敷地	財産評価額の 30/100 を控除
	・保存活用計画が認定され、美術館等において寄託・公開された 特定美術品 ※（重要文化財・登録有形文化財（美術工芸品）） ※令和3年度税制改正で、制作後50年を経過していない美術品のうち一定のものを追加。	保存活用計画及び寄託契約期間中は 相続税を納税猶予 （寄託相続人死亡等により免除）
登録美術品の相続	相続税を金銭で納付することが困難な場合、 登録美術品 ※の 物納（優先順位が第一位） が可能。 ※令和2年度税制改正で、対象に物故作家の作品だけでなく、現存作家の作品のうちから一定のものを追加。	

文化施設等に関する税制優遇の概要

施設の種類	税目	効果
重要無形文化財の公演のための施設（能楽堂）	不動産取得税・固定資産税・都市計画税	軽減（1/2減額） （公益社団・財団法人が所有するものに限る） ※令和6年度末までの特例措置（延長実績あり）
バリアフリー対策を行った劇場・音楽堂等	固定資産税・都市計画税	軽減（1/3減額） ※令和7年度末までの特例措置（延長実績あり）
博物館	不動産取得税、固定資産税、都市計画税	非課税 （公益社団・財団法人、宗教法人に限る）
	法人住民税	非課税 （収益事業を行わない法人に限る）
	事業所税	非課税

(参考) 税控除 現代アート振興に係る税制改正等の流れ

平成27(2015)年1月 **美術品に係る減価償却範囲が変更(国税庁長官通達の改正)**

呼称変更:「書画骨とう」→「美術品等」

減価償却可能範囲の変更:「20万円未満」→「100万円未満」

※パブリックアート:100万円以上でも減価償却が可能に

平成29(2017)年3月 **重要文化財・登録有形文化財への相続税猶予に係る特例**

平成30(2018)年度税制改正大綱において「特定の美術品に係る相続税の納税猶予制度の創設」が盛り込まれる(平成31年4月施行)

令和元(2019)年12月 **文化財の相続税猶予に係る特例に現存作家の作品を追加**

令和2(2020)年度税制改正大綱において「登録美術品」として物納の特例(第3位→第1位に繰上げ)の適用対象に制作者が生存中である美術品のうち一定のものを加えることが盛り込まれる

令和2(2020)年12月

財務省関税局が関税法基本通達の一部改正を公表

国際的なオークションやアートフェア開催に際し、保税地域の活用が可能である旨を明示

→※令和3(2021)年2月 国際的なギャラリーも保税地域の活用が可能である旨を明示する**通達改正を追加公表**

文化財の相続税猶予に係る特例に現代アートを追加

令和3(2021)年度税制改正大綱において相続税猶予の対象となる財の類型に製作後50年を経過していない美術品のうち一定のものを追加することが認められる。

令和5(2023)年度

研究開発税制におけるアート適用明確化(経済産業省)

研究開発税制(企業における研究開発投資額の一定割合を法人税額から税額控除できる制度)において、**再現性のあるメディアアート**に係る研究開発が、当該制度の**適用対象となることを明確化**。

※「研究開発」の該当要件:①新規性、②創造性、③不確実性、④計画性、⑤再現可能性

(参考) 英国Nestaにおける文化芸術ファンド：投融資

Arts & Culture Finance

by **nesta**

	投資期間	規模	融資に対する 補助金の レバレッジ	投資家のリターン	1. 融資可能額 2. 金利 3. 返済期間	1. 投資実績件数 2. 現在のポートフォリオ 3. 予想損失
Fund	Investment period	Size	Grant to loan leverage	Investor returns	1. Loan size available 2. Interest rates 3. Repayment term	1. Investments made 2. Current portfolio 3. Forecast losses
ARTs IMPACT FUND	2015 - 2019	£7m	1.33	1%-3%	1. £150,000 - £600,000 2. 3%-8.5% 3. 3-5 years	1. 27 2. 10 3. 13%
Cultural Impact Development Fund	2018 - 2021	£840k	1.93	5% initially; 2% following the COVID-19 pandemic	1. £25,000 - £150,000 2. 5.5%-8.5% 3. 3-5 years	1. 10 2. 7 3. 20%
Arts & Culture Impact Fund	2020 - 2023	£20m	3.00	1%-3%	1. £150,000 - £1,000,000 2. 3%-8.5% interest 3. Up to 10 years	1. 14 2. 13 3. 7%

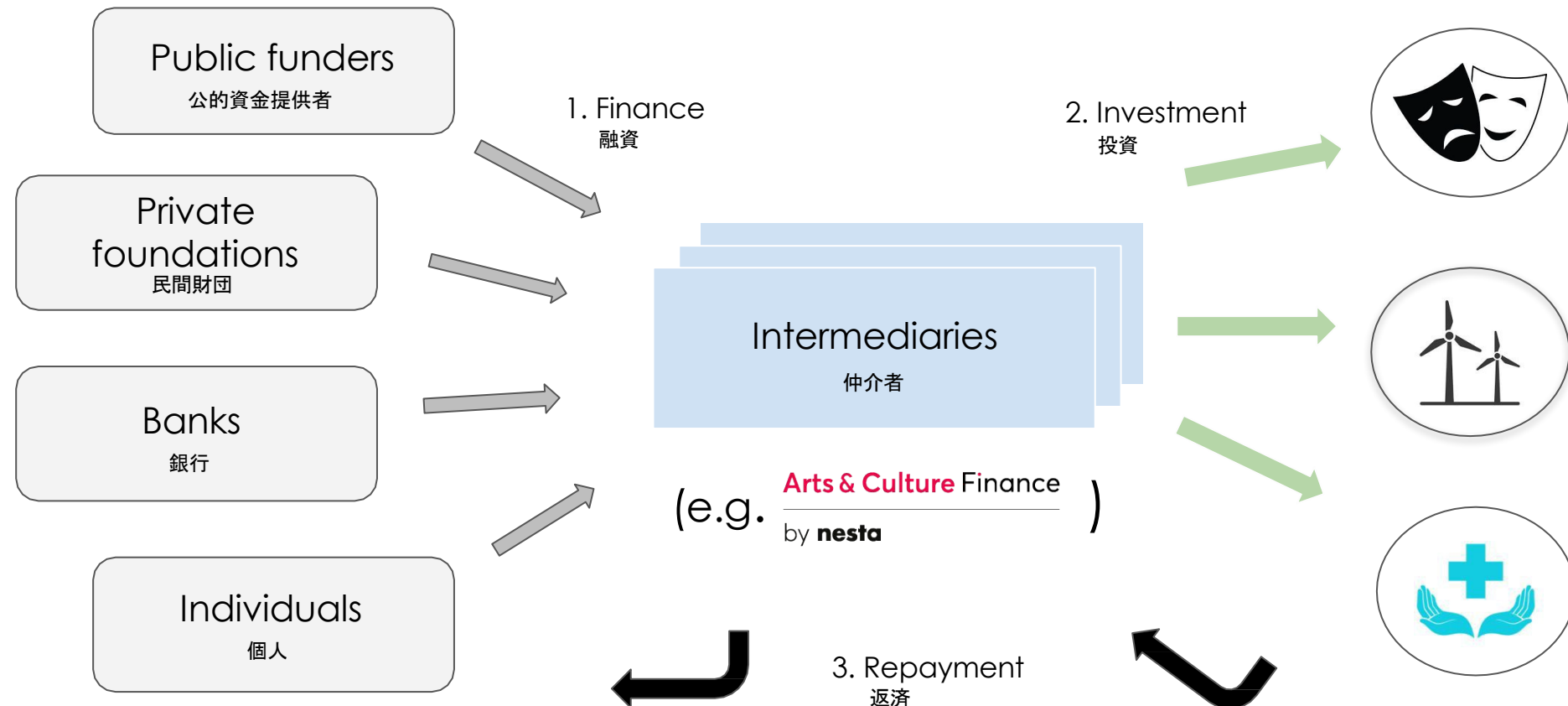
(参考) 英国Nestaにおける文化芸術ファンド：投融資

Impact investors

インパクト投資家

Not-for-profits

非営利団体



③人材

文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン(検討のまとめ) ポイント

I はじめに

- これまで業務内容や報酬等が十分に明示されずに、芸術家等が不利な条件の下で業務に従事せざるを得ない状況や、コロナ禍において契約書等がないために報酬額や活動機会の減少を証明できず、国の支援を受ける上で大きな支障も生じている

II 文化芸術分野における契約上の課題

- 関係者間の信頼関係や従来の慣習等により、口頭による契約が多い
- 分野、職種、案件により、業務内容や契約期間が異なるなど契約が多様であり、契約書作成に係る事務負担が大きい
- 業務内容が創作過程で変わることもあるため、契約時に業務内容や業務量を正確に見積もることが困難 等

III 課題を踏まえた改善の方向性

取引の適正化の促進 ○ 報酬や取引条件について、芸術家等が協議・交渉しやすい環境を整備していくことが必要

契約内容明確化のための契約の書面化 ○ 書面の形は契約書以外にも様々であるが、メール等を含め記録に残すことが重要

IV 取引の適正化の促進等の観点から契約において明確にすべき事項等

- (1) 業務内容 ○ 具体的な業務や期間等を可能な限り明確に、できない場合は理由や予定期日を記載
 - (2) 報酬等 ○ 業務内容や専門性等に応じた適正な金額となるよう双方で十分に協議、諸経費も明確に
 - (3) 不可抗力による中止・延期 ○ 契約段階において十分に協議、事後的に協議する場合は業務の履行割合等を勘案し決定
 - (4) 安全・衛生 ○ 発注者は受注者の安全に配慮、事故・ハラスメント防止のため責任体制を確立
 - (5) 権利 ○ 許諾の場合の利用範囲や譲渡の範囲など取扱いを明確に、対価の決定時に十分考慮
 - (6) 内容変更 ○ 変更内容も書面により明確に、変更による負担の増減等を勘案して報酬等に反映
- スタッフの制作や技術等、実演家の出演に関する業務委託契約を対象として、契約書のひな型例及び解説を作成

V 適正な契約関係の構築に向けた実効性確保のための方策

- 官民一体となって、中長期的に継続して取り組む必要

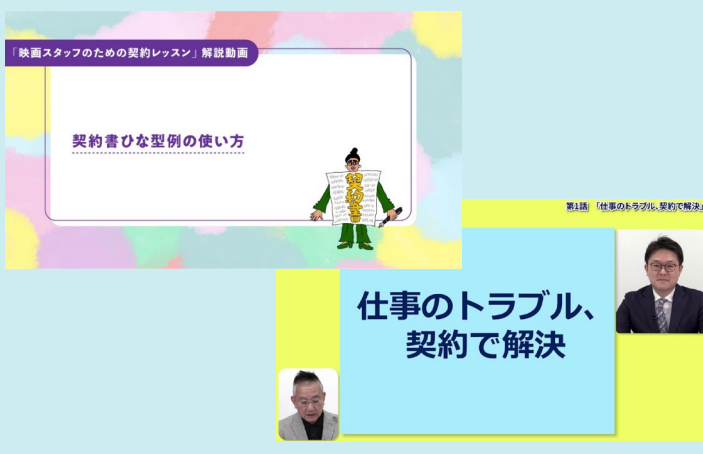
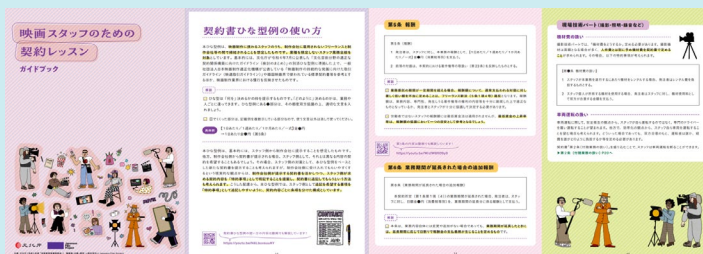
芸術家等の活動基盤強化（文化庁HP上の広報周知活動）①

令和4年7月ガイドライン公表後、文化庁HP上で文化芸術活動の基盤強化のポータルサイトを開設し、一元的な情報提供を実施

芸術家等実務研修会の実施

	対象	実施団体（五十音順）
1	映画スタッフ	一般社団法人 Japanese Film Project
2	アニメーション制作者・制作会社	一般社団法人日本動画協会
3	劇場・音楽堂等の職員	公益社団法人全国公立文化施設協会
4	舞台芸術関係者	NPO 法人舞台芸術制作者オープンネットワーク

令和5年度実施内容のほか、令和4年度事業の教材を掲載



文化芸術活動の基盤強化

文化庁では、芸術家等が安心・安全な環境で文化芸術活動ができるよう契約の書面化の推進や適正な契約関係の構築について推進するなど、芸術家等・団体の活動基盤の強化を図っています。

お知らせ

- 令和5年度「芸術家等実務研修会の実施」研修会の全日程を掲載しました（令和6年1月18日）
- 令和5年度ハラスメント防止対策支援事業の交付決定一覧を掲載しました（令和6年1月16日）

文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）

文化芸術の担い手である芸術家等が安心・安全な環境で業務に従事できるよう、令和3年9月から外部有識者による「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議」を開催し、契約の書面化の推進や適正な契約関係の構築等について検討を行いました。

- ガイドライン概要（令和4年7月27日）（422KB）
- ガイドライン本文（令和4年7月27日）（448KB）
- 文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議

芸術家等実務研修会の実施

上記ガイドラインの内容が関係者間で広く共有・活用されるよう、芸術家等実務研修会を実施しています。

芸術家等の基礎知識

文化芸術分野で活動される方々が「個人で活動する」ために必要な知識や制度について、基礎的な情報をまとめました。

文化芸術活動に関する法律相談窓口

文化芸術活動に関係して生じる問題やトラブル（フリーランス新法やインボイス制度への対応を含む）、「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン」に関する疑問等について、専門的な知識・経験を有する弁護士が相談に対応します。

文化芸術活動に関する法的問題についてよくあるご質問

文化芸術分野における契約や活動に関係して生じる問題やトラブル、「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン」等について、よくあるご質問をまとめています。

ハラスメント防止対策支援事業

文化芸術活動に伴い実施される、作品・公演単位でのハラスメント防止対策の取組に対して支援を行います。

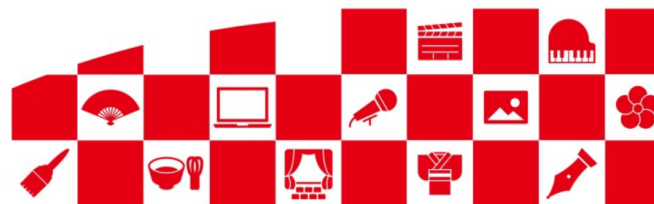
その他

- 文化芸術活動における契約関係についてのアンケート調査結果（令和3年12月実施）（942KB）
- ※令和4年2月3日文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議（第3回）資料4

文化庁 基盤強化

芸術家等の基礎知識

個人で活動する芸術家等が知っておきたい制度や情報



文化庁では、芸術家等が安心・安全な環境で文化芸術活動ができるよう契約の書面化の推進や適正な契約関係の構築等を推進しているところです。その中で、文化芸術分野で活動される方々が「個人で活動する」ために必要な知識を身につけずに活動を始めると、多いことがわかりました。技能や技術を磨くのに心血を注いでこられた皆さんにとってどうしても手薄になりがちなる知識について、基礎的な情報をまとめましたので、将来的に芸術家等をを目指す学生の方々から、既に第一線で活躍されている芸術家等の方々まで、幅広く活用していただくと幸いです。

個人で活動するということ

社会保障制度

契約について

著作権について

個人事業主の税金

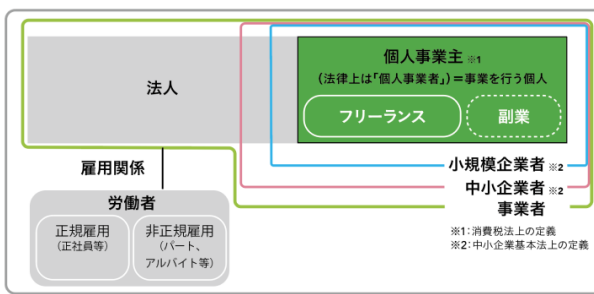
相談窓口等

※順次公開してまいります。

● 芸術家等が個人で活動する上で知っておきたい制度や法律について、わかりやすく説明



個人事業主やフリーランスの位置づけ



芸術家等の活動基盤強化

令和7年度予算額（案）
（前年度予算額）

69百万円
70百万円）文化庁

現状・課題

文化芸術の担い手は小規模な団体やフリーランス等で活動する者が多く、立場の弱さや不安定さに起因して不利益が生じたり、活動継続が困難になったりするなどの課題が存在。

我が国の文化芸術の持続的な振興を図るためには、その担い手である芸術家等が持続可能な形で活動を継続できるよう、活動環境を改善し、芸術家等の活動基盤を強化することが必要。

○経済財政運営と改革の基本方針2024

次代を担うクリエイター・アーティストを育成するとともに、拠点となる文化施設の機能強化など活躍促進のための環境を整備【注】する。

【注】活動を支える文化芸術団体の機能改善やガバナンス体制の確立、芸術家等の活動基盤強化を含む。

○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版

現在、クリエイターや制作会社の多数は多重下請構造の中にあり、制作現場には十分収益が還元されていない。エンターテインメント業界における実演家・クリエイターの権利保護や労働慣行是正に向け、「文化芸術活動に関する法律相談窓口」の体制強化を図る。

事業内容

有識者会議での議論を経て令和4年7月に公表した「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）」を踏まえた適正な契約関係構築に向けた取組のほか、芸術家等の活動環境改善に向け、必要な取組を実施。

事業実施期間

令和3年～令和9年（予定）

●文化芸術活動に関する法律相談窓口の実施

＜新規・拡充＞ 39百万円

安心・安全な環境で芸術活動が行えるよう、「文化芸術活動に関する法律相談窓口」を開設し、契約や活動に関係して生じる疑問やトラブルについて弁護士が無料で年間を通じて相談対応等を実施。

件数・単価	1件×約3900万円
交付先	民間団体

●ガイドラインをベースとした分野別研修用教材の開発

＜令和4年度～＞ 30百万円（30百万円）

芸術家等及びその発注者の立場になる者が、適正な契約関係構築等のために必要な知識を身に付けられるよう、ガイドラインをベースに分野別の研修用教材を開発。

件数・単価	2件×約1500万円
交付先	民間団体

●依頼者や発注者との関係（令和3年度文化庁調査）



令和4～5年度芸術家等実務研修会 教材一覧



令和5年度にモデル事業として試行した法律相談窓口における出張相談会の様子

アウトプット（活動目標）

事業実施件数

	5年度	6年度(見込)	7年度
委託事業数	5件	6件	3件
補助事業数	4箇所	75箇所	-

短期アウトカム（成果目標）

相談窓口利用者の満足度 **80%以上**
開発した教材利用者の理解度 **90%以上**

長期アウトカム（成果目標）

芸術家等を対象としたアンケート調査で、「事業環境改善を実感する」の割合

令和3年度 20% → **令和9年度 50%**

（担当：文化庁文化経済・国際課）

文化芸術カウンシル機能検討WG報告書のフォローアップ

「文化芸術の自律的で持続的な発展に資する公的な支援の在り方について」概要（令和5年3月）

概要

文化芸術団体の自律的・持続的な発展に資する支援の在り方、進め方を検討し、文化芸術の発展に資する施策を提言。

現状の課題

- (1) 文化芸術団体の**基礎的な情報**が十分に収集・分析されていない
- (2) 文化芸術（団体）の**社会的価値、経済的価値**が可視化されていない
- (3) 文化芸術団体の**運営への支援**が不十分
- (4) 文化芸術団体への助成が団体**発展のインセンティブ**として不十分

改善の方向性

(1) 文化芸術団体情報の集約化・可視化

- 基礎的な情報の収集・分析による文化芸術団体情報の可視化
- **補助金の手続きを情報システムで管理**。基礎情報を集約化
- 情報システムへの登録を補助金申請の要件とする
- **財務諸表や労務状況を定点観測**し、文化芸術団体や業界全体の運営能力やコンプライアンス対応の把握・向上を図る
- ロジックモデル等により、**自らの様々な価値を可視化**

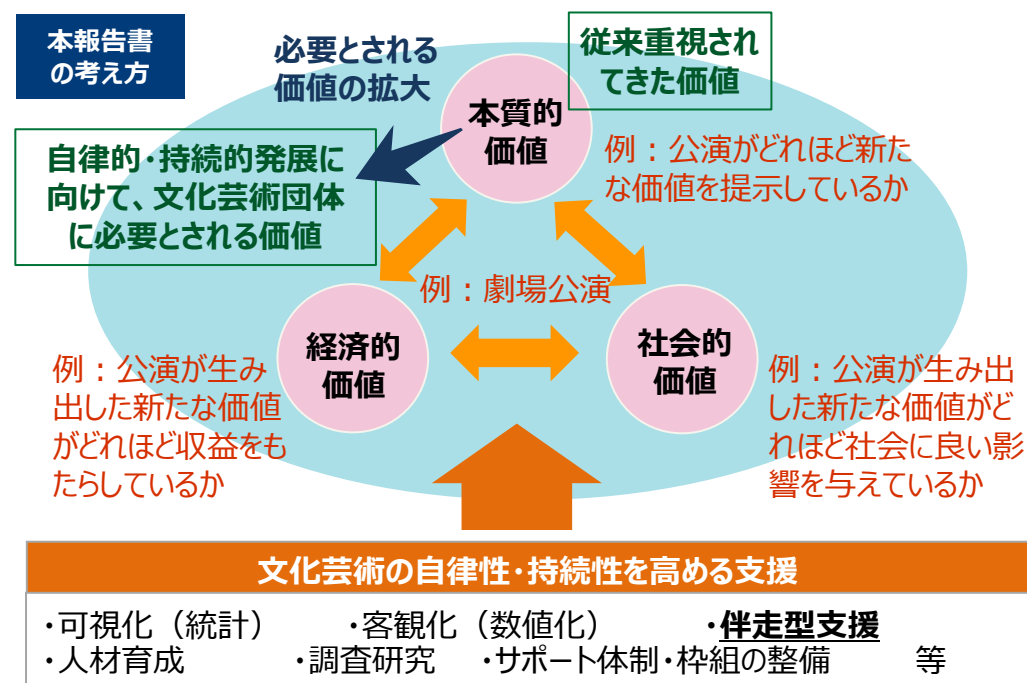
(2) 評価

- 自らのミッション・ビジョンを明確化し、事業計画や活動と結び付け、それらを評価することが重要
- 評価に活用できる**標準的な情報システム**について検討
- 社会的インパクトや運営に係る事項を評価項目に。**自己改革を促進する仕組み**を構築
- 多様なステイクホルダーによる**多角的な評価**を行う手法を検討

(3) 伴走型支援

- 伴走者と対話しながら課題を抽出、団体自らが課題を解決していく手法
- **伴走者は組織や事業の運営実務への知見を有する者／組織**を想定
- 他省庁とも連携して組織や人材の情報を蓄積・共有できる体制を確立
- 令和5年度から**伴走型支援を実証、実効性のある枠組を確立**

本報告書の考え方



(4) 補助金の配分方法

- 戦略的な**補助金の配分方針**や重点分野の設定を検討
- **文化庁と芸文振の目的の明確化に基づく役割分担**
- 補助金全体で配分率の調整
- **マネジメントの視点から専門性をもって審査できる審査委員、委員選定基準の見直し**を検討
- 組織基盤の強化、**運営改善を支援する補助金**の新設を検討
- 芸文振が、**人材育成やマッチングなどの支援機能を強化**

今後の予定

- R5～ 「文化芸術の自律的運営促進事業」にて伴走型支援等実証
- R5～ 「舞台芸術等総合支援事業」のR6補助金への導入検討
- R5～ 申請及び評価にかかる情報システム改修／導入の検討開始

文化芸術カウンスル機能検討WG報告

報告書の提言を受けたその後の動き

(1) 文化芸術団体情報の集約化・可視化

→補助金の申請時に必要な情報を集約するシステムの構築に向け、まずはデータベースを整備する（日本芸術文化振興会）。

(2) 評価

→舞台芸術総合支援事業で実証及び自律的運営促進事業で研究（後述）

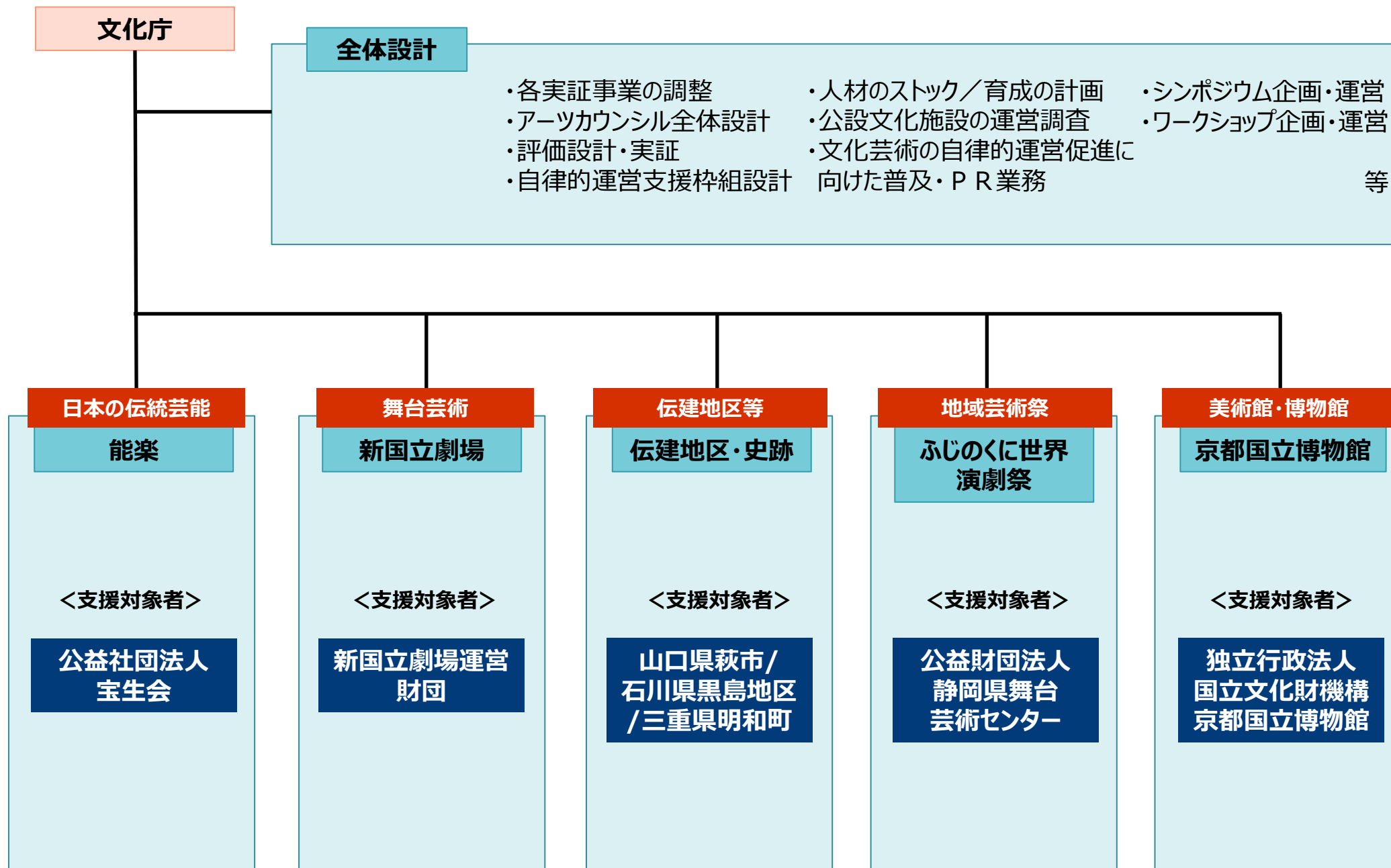
(3) 伴走型支援

→自律的運営促進事業で実証（後述）

(4) 補助金の配分方法

→舞台芸術総合支援事業で検討（後述）

令和6年度文化芸術の自律的・持続的運営促進事業



伴走型支援：文化芸術団体の自律的・持続的運営促進事業

事業目的:文化芸団体の自律的・持続的な運営を促進する運営支援機能の確立

文化芸術団体が自らの理念に基づき戦略を策定し、実行、評価・改善を行う（自律的運営）とともに、運営資源（ヒト・モノ・カネ・情報など）を継続的に確保すること（持続的運営）ができるように、①文化芸術団体への専門家による伴走型支援の実証を行い、②運営支援機能の基本的な手法・体制の設計、評価指標の構築等に取り組む。

令和5年度

- 5つの伴走型支援の実証事業を展開。各文化芸術団体の理念の確認、それに基づく現状・課題の整理や戦略策定、収入源の多様化に向けた施策の実行計画の策定を実施。
- 実証事業で得られた知見を取りまとめ、実行上の課題について横断的な整理を行うとともに、評価指標の仮説設定、公設文化施設の課題調査等を実施。

令和6年度

- 引き続き伴走型支援の実証を行う。
- 実証事業をふまえ、将来的な横展開を見据えた効果的な運営支援機能の基本的な手法・体制の設計、評価指標の構築等に取り組む。
- 支援対象となる文化芸術団体等の現状・課題分析や取組評価を行う上で必要となる業界全体のデータ（財務情報、人材情報、市場規模等）が不足していることが明らかとなったため新たに文化芸術団体への運営支援を実施していくために不可欠なデータの定義やそれらの効率的な収集に向けた検討を実施する。

「舞台芸術等総合支援事業」の見直しについて

文化審議会・文化経済部会WG報告書「文化芸術の自律的で持続的な発展に資する公的な支援の在り方について」

WG報告書を踏まえた課題

- 芸術団体への助成が団体発展のインセンティブとして不十分
- 補助金執行側・芸術団体側双方の事務負担量が過大
- “活動”単位で「芸術性・創造性」「社会性」「運営」面を芸術専門家がバランスよく評価することの困難
(高収益活動や外部資金集めなど、運営努力が評価されにくい傾向)
- 定例的な活動支援を含め、**更なる改善が必要**
- 「分野、地域」等の特性を踏まえた設計が必要

改善の方向性

- 補助金申請・評価情報のシステム化
- 運営マネジメント専門家による長期的な運営の視点を含め多角的・客観的評価の充実
- 卓越した世界レベルでの“活動”支援及び自律的・持続的発展に向け**運営努力を図る“団体”支援の拡充、助成対象経費の見直しと重点配分**
- 日本の伝統芸能の実演家団体への支援、地方創生・地域貢献を志向する裾野団体への支援、全国各地の文化施設への支援の在り方を検討

R6募集以降における改善点

✓ 補助金申請・評価情報の統一化

「総合支援事業」全体として申請手続き・審査方法を見直し

- 募集時期・募集案内の統一、各種様式の見直し
- 団体要件・対象分野の統一・整理
- 助成対象経費の見直し

✓ 団体の運営努力に対する評価

“活動単位”から団体としての運営・活動を審査項目に加え、
団体としての健全な組織運営、自律的・持続的な発展を促進

- 「団体専門委員会」の新設
- 企画内容の芸術性・創造性に加え、団体の組織運営の透明性や適正性、活動実績をより考慮した審査
- 統括団体からの応募については、分野の統括・支援に係る観点を追加

✓ 新進団体登用や分野、地域性等を踏まえた事業設計

芸術性の高い**新進団体の参入機会の確保**と、分野・地域等の**特性を踏まえた事業設計**への見直し

- 若手実演家やスタッフ等を対象とした「ステップアップ事業」における団体要件見直し
- より芸術性・創造性を高めるため、助成対象に「当該分野の可能性を拡大させる活動を含む」旨を明確化
- 舞台芸術デジタルアーカイブの推進

評価（情報の蓄積、標準フォーマットの構築等）について

令和6年度より、「文化芸術団体のデジタル基盤強化・活用促進事業」を実施

事業内容

アーツカウンシル・イングランド（ACE）の**インパクト&インサイト・ツールキット**をベンチマーク（基準）として、文化芸術団体の**活動の価値を可視化するデジタルツールの実現可能性や有効性などを実証**し、将来的な**プラットフォーム整備等**の実現に向けた検討を行う。

R6年度

- 文化芸術団体の**活動の価値を可視化するデジタルツールの検討・実証**（ACEツールキット等の調査を行った上で、仮設計と概念実証を行い課題抽出。）



R7~9年度

- ①文化芸術団体の**活動の価値を可視化するデジタルツールの検討・実証**（前年度を踏まえ、更なる実証等によりコンセプトとロジックの完成度を高める。）
- ②可視化された価値をデジタル技術で更に高める方策の検討・実証（発展的な取組として実施。①の内容を指標（アウトカム）として、価値を更に高めるためのデジタル技術活用方策を検討・実証。）

具体的取組内容

- （１）ACEツールキットの機能、仕様などの調査
- （２）我が国の**文化芸術以外の分野**において、社会的インパクト等の価値を可視化するための**デジタルツールの活用事例**の調査
- （３）（１）及び（２）を踏まえた、我が国の**文化芸術分野**において活用できる**デジタルツールの機能、仕様、要件などの仮設計**
- （４）仮設計したデジタルツールの**概念実証**
- （５）概念実証**結果の評価**（課題抽出と、次年度に向けた改善案の検討を含む）

※業務実施にあたり「文化芸術団体の自律的・持続的運営促進事業」とも連携

伴走型支援について

令和5年度より、「文化芸術団体の自律的・持続的運営促進事業」を実施

事業内容

文化芸術団体が自律的に課題を解決し、持続的に発展していくことを目指し、専門家等による**伴走型支援**（専門家等が文化芸術団体等との対話を通して、課題抽出や団体等の価値の明確化を行い、協働して課題の解決と価値の最大化に向けて取り組んでいく支援）を通じて、**効果的な運営支援機能の在り方を実証的に明らかにし、その基本となる手法と体制を設計・確立**する。

具体的取組内容

1. 課題の構造化

支援対象団体が抱える課題を明確化して、構造的に整理・分析する。

2. 効果的な伴走型支援の在り方検討

1. をもとに、誰に、何を、どのように支援するか、具体的な支援手法を検討する。

【仮説】 目指す姿(理念)に基づく、マネジメント支援～オペレーション支援

誰に：経営者（層）～現場職員

何を：目指す姿（理念）を確認、現状分析、本質的課題同定、施策実施、評価

どのように：支援対象者に合わせる（いくつかは類型化可能か）

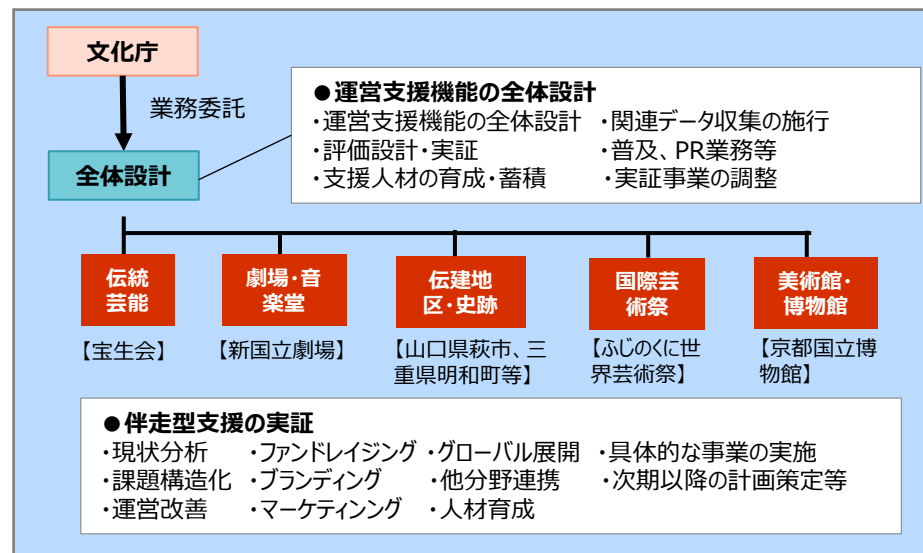
3. 伴走型支援以外に必要な制度・支援等の検討

伴走型支援以外で、自律的・持続的運営に必要な制度・支援等を検討する。

4. 評価指標の検討

伴走型支援等の効果を把握するための評価指標を検討する。
（デジタル基盤強化・促進事業とも連携）

体制図



取組内容のイメージ

①課題の構造化

